

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 条 例

○福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

## 条 例

福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 福島県条例第五十九号

#### 福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験の項、普通自動車免許に係る試験の項、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の項及び大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の項中「第九十七条の二第一項第三号」の下に「又は第五号」を加える。

第十四条第一項の表法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習の項中「更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者又は法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の特定失効者に対する」を「法第九十七条の二第一項第三号イ又は法第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十六年六月一日から施行する。

（交通企画課）